

# 「修習給付金」支給制度の創設と司法修習生に対する管理、統制の強化

立松 彰（千葉県弁護士会）

## 1 「修習給付金」支給制度の創設

司法修習生に「修習給付金」を支給する新制度を創設する「裁判所法の一部を改正する法律案」（以下、改正案という）が2月3日、今国会に上程された。

改正案によると、(1)修習給付金の種類は、基本給付金、住居給付金及び移転給付金の3種類とされ、(2)修習給付金の創設に伴い、貸与制については、貸与される資金の名称を「修習資金」から「修習専念資金」に変更したうえで「修習給付金の支給を受けてもなお必要な場合」に限定して貸与することとした。なお、修習給付金の額は最高裁判所が定めることとされているが、昨年12月の法務省、最高裁、日弁連の法曹三者により毎月一律13万5000円と確認されている。この新制度は、平成29年度以降の合格者すなわち71期司法修習生より適用される。

平成23年11月より給費制が廃止され新65期から貸与制に移行していたが、以後経済的負担を理由に司法試験に合格しても修習しない者が現れていた。、ロースクールにおける高額な学費と相まって経済的に裕福な家庭の子弟でなければ法曹になれない状況が生まれ、法曹志望者減少の要因となっていた。

さて、貸与制一期生ともいえる65期法曹による貸与金の返還が、今年から始まるのであるが、このままでは更なる法曹志望者の減少を招くという強い不安が政府や法科大学院関係者にも存在し、新制度創設への追い風となったように思われる。

報道では「給費制の復活」と見出しを打った新聞社もあったが、誤りであり、あくまで経済的支援の一部にすぎない。日弁連は給費制復活の旗を未だ降ろしていないようであるが、新制度創設により、この問題は一段落との気分が蔓延して給費制復活を求める運動が尻すぼみになってしまうのではないかと危惧されるのである。

## 2 司法修習生に対する管理、統制の強化

この「修習給付金」支給制度の創設と抱き合わせで、密かに司法修習生に対する管理、統制の強化が進められようとしている。

現行の裁判所法69条には、「最高裁判所は、司法修習生の行状がその品位を辱めるものと認めるときその他司法修習生について最高裁判所の定める事由があると認めるときは、その司法修習生を罷免することができる。」との規定があるが、改正案はこれを次のように変更し、2つの側面から管理、統制を強化しようとしている。

「(1項)最高裁判所は、司法修習生に成績不良、心身の故障その他のその修習を継続することが困難である事由として最高裁判所の定める事由があると認めるときは、最高裁判所の定めるところにより、その司法修習生を罷免することができる。」

(2項)最高裁判所は、司法修習生に品位を辱める行状その他の司法修習生たるに適しない非行に当たる事由として最高裁判所の定める事由があると認めるときは、最高裁判所の定めるところにより、その司法修習生を罷免し、その修習の停止を命じ、又は戒告することができる。」

第一の側面は、これまで罷免しかなかったところに「修習の停止」と「戒告」を加え、きめの細かい管理を可能とする。

しかし、これまでも裁判所による修習生の活動に対する制約がたびたび問題になっているところであり、「修習の停止」や「戒告」による萎縮効果が生じる恐れが極めて強いことに加え、そもそも、罷免にあたらぬ問題行動については事実上の注意指導等により対処がされており、このような処分を新設する必要性は乏しいのである。

第二の側面は、「成績不良」や「心身の故障その他のその修習を継続することが困難」と判断する事情があれば、罷免が可能としたことである。

「心身の故障」については、回復するまで待てばよいだけの話であり、罷免までする必要はなく、極めて冷淡な対処である。「成績不良」については、合格者激増政策による司法試験合格者の「基礎学力の低下」が問題視されているところであるが、この改正案は、罷免させねばならないほど基礎学力の劣った者が合格するなど司法試験がもはや選抜機能を果たしていないことを自認するに等しい。司法修習に耐えられる基礎学力のある者だけを合格させるのが筋であり、このような下品な条項を入れるより合格者数の大幅減少が急務である。

(2017年3月17日記)